

## 社会福祉法人 キングス・ガーデン新潟

### 役員等報酬規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人キングス・ガーデン新潟（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

#### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与を支給する。
- (2) その他の役員等は、報酬等を支給しない。
- (3) 職務遂行に伴い発生する交通費や旅費等の経費については、別に定める役員旅費規程により支給する。

#### (報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額

#### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬は支給しない。

#### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支給日は毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝祭日にあたる時は、職員給与規程第6条第2項に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、7月10日、12月10日に支給する。
- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む形態で支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項に規定にかかわらず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

- 第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

#### 附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

平成21年 4月 1日 一部改定。

平成23年 4月 1日 一部改定。

平成25年 3月19日 一部改定。

平成26年 9月 2日 一部改定。

平成29年 6月14日 一部改定。

令和 元年 6月11日 全改定。

別表 1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000 円
理事	支給しない
監事	支給しない

別表 2 (理事長の賞与)

7月の賞与	300,000 円
12月の賞与	300,000 円